改正後	改正前
「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱	「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱
(目的) (研究会の認定・登録要件)	(目的) (研究会の認定・登録要件)
第1条 ~ 第2条	第1条 ~ 第2条
【略】	【略】
(研究会の遵守事項)	(研究会の遵守事項)
第3条 研究会の遵守事項は以下のとおりとする。	第3条 研究会の遵守事項は以下のとおりとする。
(1) 研究会は、会員の出荷に際し、以下の基準を遵守するとともに、食味・品質基	(1)研究会は、会員の出荷に際し、以下の基準を遵守するとともに、食味・品質基
準を満たさない米については自主的に仕分けを行い、区分して集荷・販売する	準を満たさない米については自主的に仕分けを行い、区分して集荷・販売する
こと。	こと。
【調 製 基 準】調製篩目 1.9 mm 以上	【調 製 基 準】調製篩目 1.9mm以上
【食味・品質基準】玄米タンパク質 6.4%以下(水分15%換算)	【食味・品質基準】玄米タンパク質 6.4%以下(水分15%換算)
【等級基準】農産物検査1等	
$(2) \sim (5)$	$(2) \sim (5)$
【略】	【略】
(認定・登録手続き)	(認定・登録手続き)
第4条 認定・登録審査の手続きは、以下のとおりとする。	第4条 認定・登録審査の手続きは、以下のとおりとする。
2 推進本部長は、毎年度、一定の期間を設けて登録を希望する研究会の申請を募集す	2 推進本部長は、毎年度、一定の期間を設けて登録を希望する研究会の申請を募集す
<b>ప</b> 。	<b>వ</b> 。
3 登録を受けようとする研究会の長は、作付を希望する前年度において、推進本部長	3 登録を受けようとする研究会の長は、作付を希望する前年度 <u>の9月</u> までに、「福、笑
が指定する時期までに、「福、笑い」研究会登録申請書 (様式第1号) 及び「福、笑い」	い」研究会登録申請書及び「福、笑い」生産・販売計画書

販売計画書(様式第2号)に研究会の定款又は規約を添えて、原則として、研究会の 事務局の所在地を管轄する県農林事務所を経由して、推進本部長に提出する。

- して追加の資料提出等を求めることができる。
- 登録し、研究会登録通知書(様式第3-1号)により研究会の長に通知するとともに、 研究会登録証(様式第4号)を交付する。
- 6 推進本部長は、申請内容が要件を満たさない場合は、「福、笑い」研究会非登録通知 書(様式第3-2号)により研究会の長に通知するものとする。
- 7 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から翌年度の3月31日までとする。

## (登録の変更)

進本部長に「福、笑い」研究会登録変更届(様式第5号)を提出するものとする。

## (登録の廃止)

第6条 研究会の長は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに推進本部長に「福、 笑い」研究会廃止届出書(様式第6号)を提出するものとする。

 $(1) \sim (2)$ 

【略】

## (登録の取消)

第7条

【略】

に研究会の定款又は規約を添えて、原則として、研究会の事務局の所在地を管轄 する県農林事務所を経由して、推進本部長に提出する。

- 4 推進本部長は、申請内容を補足する必要があると認めるときは、研究会の長に 対 4 推進本部長は、申請内容を補足する必要があると認めるときは、研究会の長に 対 して追加の資料提出等を求めることができる。
- 5 推進本部長は、要件を満たしていると認めた場合、「福、笑い」研究会として認定・ 5 推進本部長は、要件を満たしていると認めた場合、「福、笑い」研究会として認定・ 登録し、研究会登録通知書 により研究会の長に通知するとともに、 研究会登録証を交付する。
  - 6 推進本部長は、申請内容が要件を満たさない場合は、「福、笑い」研究会非登録通知 書により研究会の長に通知するものとする。
  - 7 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から翌年度の3月31日までとする。

## (登録の変更)

第5条 研究会の長は、申請書類に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、推 第5条 研究会の長は、申請書類に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、推 進本部長に「福、笑い」研究会登録変更届を提出するものとする。

#### (登録の廃止)

第6条 研究会の長は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに推進本部長に「福、 笑い」研究会廃止届出書 を提出するものとする。

 $(1) \sim (2)$ 

【略】

## (登録の取消)

第7条

【略】

# (生産・販売実績等の報告)

- 第8条 研究会の長は、当該研究会の「福、笑い」の出荷に係る実績について、作付し た年の10月1日から翌年2月末日までの状況を同年3月10日までに「福、笑い」生 産・販売実績報告書(様式第7号)により推進本部長に報告するものとする。
- 2 推進本部長は、必要があると認めるときは、登録を受けた研究会の長に対して「福、 2 推進本部長は、必要があると認めるときは、登録を受けた研究会の長に対して「福、 笑い」に係る報告等を求めることができる。

(補則)

第9条

【略】

## 附則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和6年産から適用する。

# (生産・販売実績等の報告)

- 第8条 研究会の長は、当該研究会の「福、笑い」の出荷に係る実績について、作付し た年の10月1日から翌年2月末日までの状況を同年3月10日までに「福、笑い」生 産・販売実績報告書 により推進本部長に報告するものとする。
- 笑い」に係る報告等を求めることができる。

(補則)

第9条

【略】

## 附則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

様式第1号		様式第1号				
年 月	日			年	月	日
「福、笑い」研究会登録申請書		「福	、笑い」研究会登録申請書			
福島県オリジナル米生産販売推進本部長		福島県オリジナル米生産販売推済	進本部長			
所在地			所在地			
申請者			申請者			
【略】		【略】				
記			記			
1 申請組織の概要		1 申請組織の概要				
【略】		【略】	【略】			
研究会における生産・販売目標			_			
「福、笑い」の作付希望面積 <u>・栽</u> ○○年 ○ a <u>(慣行○a、特栽○a、有機○a)</u>		「福、笑い」の作付希望面積	_ ○○年 ○ a			
培方法 〈構成員毎の内訳〉			〈構成員毎の内訳〉			
①(構成員の名称)〇 a <u>(慣行〇a、特栽〇a、7</u>	<u> 「機</u>		① (構成員の名称) 〇 a			
<u>Oa)</u>						
② (構成員の名称) 〇 a <u>(慣行〇a、特栽〇a、7</u>	<u> 「機</u>		② (構成員の名称) 〇 a			
<u>Oa)</u>						
③ (構成員の名称) ○ a <u>(慣行○a、特裁○a、7</u>	機		③ (構成員の名称) 〇 a			_
<u>Oa)</u>						
			•••••			
【以下略】	_	【以下略】				

様式第2号	様式第2号
年 月 日	年 月 日
「福、笑い」販売計画書	「福、笑い」販売計画書
福島県オリジナル米生産販売推進本部長	福島県オリジナル米生産販売推進本部長
所在地 申請者	所在地 申請者
【略】	【略】
記	記
1 販売予定先及び 販売先 予定数量(トン) 備考(特別栽培・有機 栽培等)	1 販売予定先及び 販売先   販売予定数量 予定数量 (トン)
2 販売期間   3 その他	2 販売期間   3 その他
様式第3-1号、様式第3-2号、様式第4号、様式第5号、様式第6号 【略】	様式第3-1号、様式第3-2号、様式第4号、様式第5号、様式第6号 【略】

様式第7号					様式第7号							
			年 月 日	∃						年	月	日
	「福、笑い」生産	・販売実績報告書				「袺	畐、笑い」 生産	き・販売実績報告書				
福島県オリジナル米生産	販売推進本部長				福島県オリジナル	·米生産販売	推進本部長					
		研究会名称 (登録番号第 住所 代表者の職・氏名	뭉)					研究会名称 (登録番号第 住所 代表者の職・氏/	<del>号</del> ) 名			
【略】					【略】							
	•	記						記				
1 集出荷及び仕分け数	量	1		$\neg$	1 集出荷及び仕	上分け数量	1					
【略】					【略】							
※ 食味・品質基準未達	成数量にくず米含	<u>tr</u>										
2 食味・品質基準達成	米の流通・販売状	況			2 食味・品質基	5、準達成米の	流通・販売り	<b></b> 尺況				
販売先	数量(kg)	価格 <u>(円/〇kg)</u>	備考 <u>(特別栽培・有機</u>	\$\$ <del>\</del>	販売先	数量	赴(kg)	価格	備考			_
			栽培等)_									
											_	
未販売分												

3 食味・品質基	準未達成米の流通・販	売状況		3 食	床・品質基準	準未達成米の流通・販	売状況	
販売先	数量(kg)	価格	備考	販売	ŧ	数量(kg)	価格	備考
未販売分								
【以下略】			<b>-</b>	【以下	格】	1		
様式第8号				様式第	8号			
【略】				【略】	·			
K M I				L H L				